

職員使用欄 (自動計算使用有無)	☐ 有 ☒ 無
---------------------	--

[illegible]

給与所得者	フリガナ		旧姓	普通徴収切替期別 【該当に○】	期別を選択してください。			
	氏 名				【 1 ・ 2 ・ 3 ・ 4 】期以降を切替希望 ※ 普通徴収の納期限を過ぎたものは、特別徴収への切替ができません。			
	生 年 月 日	和暦を選択してください。	昭和 平成	年	月	日		
	受給者番号				特別徴収開始予定月		月分(翌月10日納期分)から	特別徴収へ切替える 税額
	1月1日現在の住所	〒 - 茅ヶ崎市					特別徴収を開始します。	
					月 割 額	月	円	月以降
届 出 理 由	届出理由を選択し、その他の場合は()内に記入してください。 1.入社 2. その他 ()							
現在の住所	〒 - ※ 1月1日現在の住所と違う場合に記入してください。			月 割 額 の 連 絡	必要な場合のみ記入してください。 ____ 月 ____ 日 までに通知が必要 ※通知書が間に合わないかつ税額が不明の場合または月割額に相違がある場合、電話連絡します。			

【添付書類】

1. 普通徴収切替期別以降の**普通徴収の納付書**※当市が収受した日付が納期限を超過した納付書は切替できません。

※ 普通徴収の納付書が回収できない場合は、添付不要となりますが、二重納付にならないよう給与所得者と御確認いただきますようお願いいたします。

注意:税額通知書や領収書は添付しないでください。税額通知書は再発行できませんので、必ず本人へお返してください。

【注意事項】

1. 普通徴収の納期限を過ぎたもの、また、4期以降の納期限を過ぎたものは原則特別徴収への切替ができません。本人が納めるように必ずお伝えください。
2. 特別徴収への切替は、2か月程度の余裕を持って行ってください。(当市では税額通知書は、毎月15日前後を処理期限とし、それまでに届いた異動届をもとに当月内の月末に発送しています。そのため、処理期限以降に届いた場合やその他期限内に処理できない場合については、翌月以降の月末発送になりますので御注意ください。)
3. 65歳以上の方については、年金所得に係る税額を給与からの特別徴収に追加することはできません。また65歳以上の方が年度途中で特別徴収に切り替えると、一部還付が発生したり、普通徴収分の税額が変更になる場合がありますので、御注意ください。
4. 月割額の計算については、特別徴収へ切替える税額が不明の場合、空欄で構いません。

【提出先】 〒253-8686 神奈川県茅ヶ崎市茅ヶ崎一丁目1番1号 茅ヶ崎市 市民税課 市民税担当